

第一三回

参第一四号

未復員者給与法等の一部を改正する法律（案）

第一条 未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「及び連合軍の命令により戦争犯罪人として処刑された者」を削る。

第二条 特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同様の実情にあるもの」の下に「及び日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

理 由

日本国との平和条約の効力発生に伴い、戦争犯罪人等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。